

# 不正競争防止法の改正に関して

平成13年11月8日

経済産業省 知的財産政策室

大野 理

# 1. 不正競争防止法とは何か？

## 【不競法第1条】

不正競争防止法は、「事業者間の公正な競争とこれに関する国際約束の的確な実施を確保するため、不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を通じて、国民経済の健全な発展に寄与することを目的」としています。

具体的には、以下のような行為を、「不正競争」として類型化し、法の対象としています。【不競法第2条】

### 1. 周知表示混合惹起行為

他人の商品・営業の表示として需要者間に広く認識されているものを使用し、その他人の商品・営業と混同を生じさせる行為。

### 2. 著名表示冒用行為

他人の商品営業の表示として著名なものを、自己の商品・営業の表示として使用する行為。

### 3. 商品形態模倣行為

他人の商品の形態を模倣した商品を譲渡する行為。

### 4. 営業秘密不正行為

窃盗等の不正の手段によって営業秘密を取得し、自ら使用し、もしくは第三者に開示する行為。

### 5. 誤認惹起行為

商品、役務やその他広告等に、その原産地、内容等について誤認させるような表示をする行為。

等

## 2. 不正競争防止法で、なぜ「ドメイン名の不正取得等」を規定するのか？

ドメイン名の不正登録・保有・使用に対しては、登録機関による自主的な対応、現行法（契約法・商標法・不競法）による対応が考えらるが、実体法の整備も必要。

登録機関による自主的な対応。

- ・実質的な事前審査を行うことは、ドメイン名の登録件数が急増していることを踏まえれば困難。
- ・仲裁機関による問題解決方法では、当事者が、いつでも裁判提起が可能。

現行法による対応

- ・商標法や不競法では、ドメイン名が商品・営業を表示するために使用されることが必要。  
ドメイン名の登録後、使用せずに高額で売りつけるような行為は対象とできない。

以上を踏まえれば、公正な競争の確保を目的とし、事業者の営業・表示等を保護する不正競争防止法の改正を通じ、事業者のドメイン名についても、法整備を行うことが必要。

## 3. 改正不正競争防止法の概要

### (1) 「ドメイン名」とは何か？

・ドメイン名の定義例

【WIPO「周知商標の保護規則に関する共同勧告」】

「インターネット上の数字のアドレス(IPアドレス)に対応する英数字の列」

【米国「反サイバースクワッティング消費者保護法」】

「ドメイン名登録管理機関が、インターネット上の電子的なアドレスの一部として登録する又は割り当てる英数字の標記」

【改正不競法第2条第7項】

「ドメイン名」とは、インターネットにおいて、個々の電子計算機を識別するために割り当てられる番号、記号又は文字の組合せに対応する文字、番号、記号その他の符号またはこれらの結合をいう。

改正不競法における「ドメイン名」の定義は、上記のような定義例も踏まえ、国際的な整合性を保っている。

インターネットという言葉については、既に普通名詞化しているとも考えられること、正確な定義が困難であることから、定義規定を設けることはしなかった。

### 3. 改正不正競争防止法の概要

#### (2) 「ドメイン名の不正取得等」とは何か？

【改正不正競争防止法第2条第12号】

不正の利益を得る目的で、又は他人に損害を加える目的で、他人の特定商品等表示（人の業務に係る氏名、商号、商標、標章その他の商品又は役務を表示するものをいう）と同一若しくは類似のドメイン名を使用する権利を取得し、若しくは保有し、又はそのドメイン名を使用する行為

- ・ドメイン名の不正取得等の規定内容

主観的要件

- ・ 図利加害目的

保護の対象

- ・ 他人の商品又は役務の表示と同一又は類似のドメイン名

行為

- ・ 登録、保有、又は使用

登録者側の事情については、主観的要件としての「図利加害目的」の認定を通じて考慮。

不正競争防止法第2条第1号及び第2号と異なる「商品又は役務を表示するもの」との表現を用いたのは、国際的な整合性を確保するため。

## 3. 改正不正競争防止法の概要

### (3) 「ドメイン名の不正取得等」に対する救済措置は何か？

差止請求（不競法第3条）

損害賠償請求（不競法第4条、第5条）

#### 【不正競争防止法第3条】

不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物（侵害の行為により生じた物を含む。）の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の停止又は予防に必要な行為を請求することができる。

#### 【不正競争防止法第4条】

故意又は過失により不正競争を行って他人の営業上の利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、第八条の規定により同条に規定する権利が消滅した後にその営業秘密を使用する行為によって生じた損害については、この限りでない。

#### 【不正競争防止法第5条】

不正競争によって営業上の利益を侵害された者が故意又は過失により自己の営業上の利益を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、その営業上の利益を侵害された者が受けた損害の額と推定する。

2 第二条第一項第一号から第九号まで、第十二号又は第十五号に掲げる不正競争によって営業上の利益を侵害された者は、故意又は過失により自己の営業上の利益を侵害した者に対し、次の各号に掲げる不正競争の区分に応じて当該各号に定める行為に対し通常受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。

一～三（略）

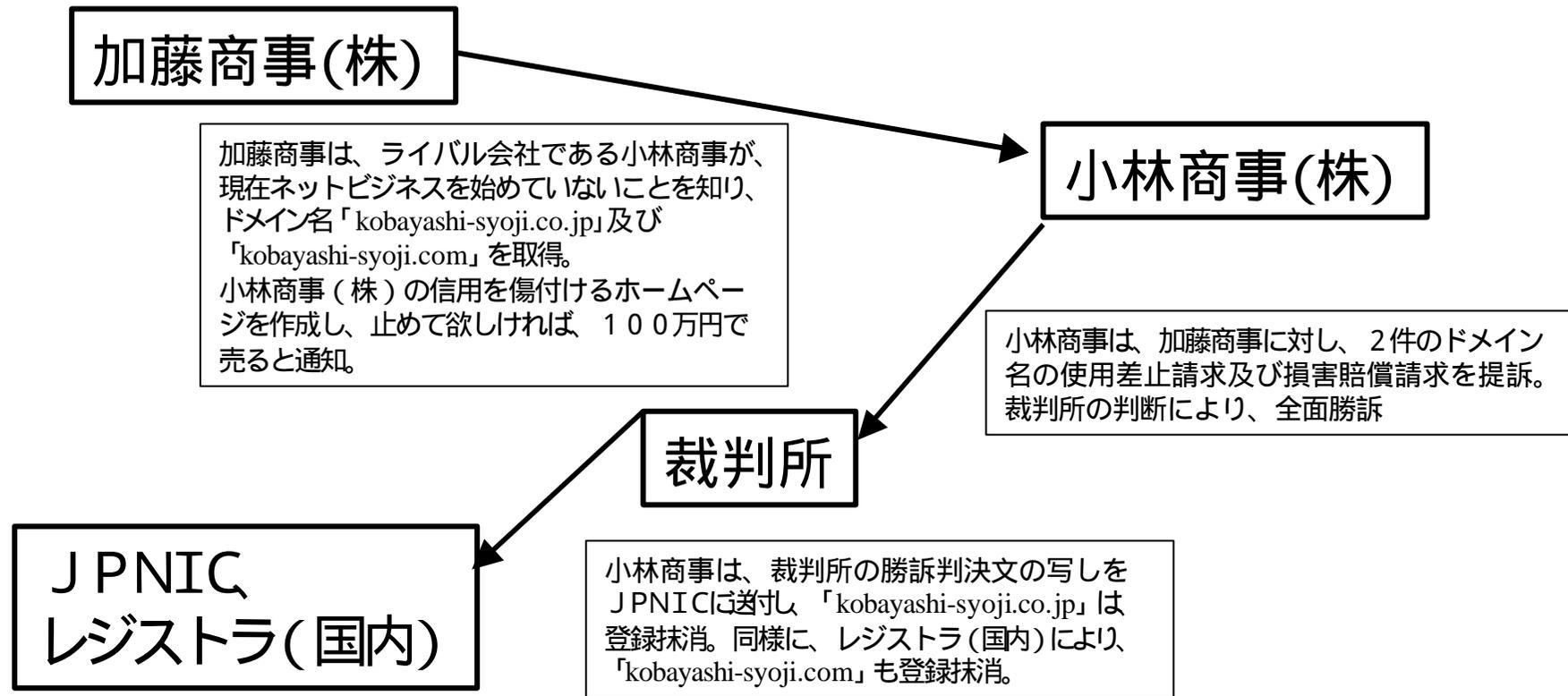
四 第二条第一項第十二号に掲げる不正競争 当該侵害に係るドメイン名の使用

五（略）

3 前項の規定は、同項に規定する金額を超える損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、その営業上の利益を侵害した者に故意又は重大な過失がなかったときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。

### 3. 改正不正競争防止法の概要

#### (4) 不競法改正の効果とは何か？



#### 【仮題(課題?)】

JPNICによる登録抹消後、新たに鈴木商事(株)が「kobayashi-syoji.co.jp」を取得した場合。  
レジストラ(国内)による登録抹消後、新たに小林正治(個人)が、「kobayashi-syoji.com」を取得した場合。

JPNICによる登録抹消後、再度加藤商事(株)が「kobayashi-syoji.co.jp」を取得した場合。

## (参考1) 主なドメイン名紛争解決制度との比較

	改正不正競争防止法(平成13年12月施行)	ICANN統一ドメイン名紛争処理方針(1999年10月)	JPドメイン名紛争処理方針(2000年10月)	WIPO周知商標の保護規則に関する共同勧告(1999年9月)	米国反サイバースクワッティング消費者保護法(1999年11月)
保護の対象	特定商品等表示(人の業務に係る氏名、商号、商標、標章その他の商品又は役務を表示するもの。)	商標(trademark or service mark)(登録商標に限定されない)	商標その他表示	周知商標(well-known mark)	出所識別機能を有する標章・著名な標章・赤十字等に係る商標、言葉又は名称・存命中の個人の名称
規制行為	他人の特定商品等表示と同一又は類似のドメイン名を、不正の利益を得る目的で、又は他人に損害を加える目的で、取得し、若しくは保有し、又は使用する行為	申立人が権利を有する商標と同一又は混同を引き起こすほどに類似しているドメイン名を、そのドメイン名についての権限又は正当な利益を有していないにもかかわらず、不正の目的で、登録かつ使用する行為(実態としては、「登録又は使用」として扱われている)	申立人が権利を有する商標その他表示と同一又は混同を引き起こすほどに類似しているドメイン名を、そのドメイン名についての権限又は正当な利益を有していないにもかかわらず、不正の目的で、登録又は使用する行為	全部又は要部が周知商標の複製、模倣、翻訳若しくは音訳であるドメイン名を、不正の目的で、登録又は使用する行為	上記の標章等と同一又は混同を生ずるほどに類似する(著名な標章の場合は、類似でなくとも当該標章を稀釈化する)ドメイン名を利益を得ようとする不正の意図をもって、登録し、取引し又は使用する行為
ドメイン名の定義	インターネットにおいて、個々の電子計算機を識別するために割り当てられる番号、記号又は文字の組合せに対応する文字、番号、記号その他の符号又はこれらの結合。	規定なし	規定なし	インターネット上の数字のアドレス(IPアドレス)に対応する英数字の文字列	ドメイン名レジストラ、ドメイン名レジストリ又はその他のドメイン名登録管理機関が、インターネット上の電子的なアドレスの一部として登録又は割り当てる英数字の表記
判断機関	裁判所	WIPO(世界知的所有権機関)、NAF(全米仲裁協会)、eREs、CPR(紛争解決協会))	日本知的財産仲裁センター	権限ある当局(行政機関、司法機関、準司法機関)	裁判所
救済措置	差止請求、損害賠償	ドメイン名の抹消又は移転	ドメイン名の抹消又は移転	ドメイン名の抹消又は移転	ドメイン名の没収、抹消又は移転・損害賠償請求

## (参考2) 不正の目的の根拠となる証拠に関する比較

	ICANN統一ドメイン名紛争処理方針(99年10月)(WIPO等が運用)	JPドメイン名紛争処理方針(2000年10月)(日本知的財産仲裁センターが運用)	米国反サイバースクワッティング消費者保護法(99年11月)
不正の目的を否定する根拠となる証拠(例示)	登録者が、当該紛争についての通知を受ける前に、善意による商品又はサービスの提供を行うために、当該ドメイン名を使用していた、又は明らかにその使用の準備をしていたこと、登録者が、その商標権を保有していなくとも、当該ドメイン名の名称で一般的に知られていたこと、登録者による当該ドメイン名の使用が、消費者の誤認に乗じて商業的利益を得るために、あるいは問題とされている商標を汚し貶めるような意図によって使用されているのではなく、正当な非商業的使用又は公正な使用であること。	登録者が、当該紛争についての通知を受ける前に、何ら不正の目的を有することなく、商品又はサービスの提供を行うために、当該ドメイン名を使用していた又は明らかにその使用の準備をしていたこと、登録者が、商標その他表示の登録等を行っているか否かにかかわらず、当該ドメイン名の名称で一般に認識されていたこと、登録者による当該ドメイン名の使用が、消費者の誤認に乗じて商業的利益を得るために、あるいは問題とされている商標を汚し貶めるような意図によって使用されているのではなく、正当な非商業的使用又は公正な使用であること。	登録者が、当該ドメイン名に係る商標権等の知的財産権を有していること、その法律上の名称又は著名な略称から当該ドメイン名が成り立っていること、登録者が、善意の商品・役務の提供につき、善意で当該ドメイン名を先に使用していたこと、登録者が、善意で上記商標につき、非商業的使用又は公正な使用をしていたこと。
不正の目的を肯定する根拠となる証拠(例示)	登録者が、商標権者である申立人又はその申立人の競業者に、当該ドメイン名の取得に直接要した金額を超えた対価で、販売、貸与又は移転することを主たる目的として、当該ドメイン名を登録又は取得していること、商標権者がドメイン名として使用できないよう妨害するために、登録者が当該ドメイン名を登録し、登録者によるそのような妨害行為がパターン化していること、登録者が、競業者の事業を混乱させることを主たる目的として、当該ドメイン名を登録していること、登録者が、当該ドメイン名の使用により、商業的利益を得る目的で、そのウェブサイト、又はそれに登場する製品・サービスの出所、スポンサーシップ、取引提携関係、推奨について、申立人との混同のおそれを生じさせることにより、インターネット上のユーザーを、そのウェブサイトに意図的に引き寄せるために使用していること。	登録者が、申立人又はその申立人の競業者に対して、そのドメイン名に直接要した金額を超える対価で、販売、貸与又は移転することを主たる目的として、当該ドメイン名を登録又は取得していること、申立人が権利を有する商標その他表示をドメイン名として使用できないよう妨害するために、登録者が当該ドメイン名を登録し、当該登録者がそのような妨害行為を複数回行っていること、登録者が、競業者の事業を混乱させることを主たる目的として、当該ドメイン名を登録していること、登録者が、商業上の利得を得る目的で、そのウェブサイト又はそれらに登場する商品・サービスの出所、スポンサーシップ、取引提携関係、推奨などについて誤認混同を生ぜしめることを意図して、インターネット上のユーザーを、そのウェブサイト又はその他のオンラインロケーションに誘引するために、当該ドメイン名を使用していること。	登録者の、出所の混同を惹起して、営業上の利益を得る目的で又は商標等表示の価値を毀損する目的で、消費者を当該ドメイン名のサイトに誘引しようとする意図、登録者の、自ら商品・役務の善意での提供に当該ドメイン名を使用せず、又は使用する意図を持たず、金銭的利益を得るために、商標権者又は第三者に対して当該ドメイン名を譲渡する旨の申し出をした場合、又はそのような行為を反復して行っていることを示す過去の行為、登録者が、連絡先について虚偽の情報提供していること、登録者が、他人の商品等表示と同一又は類似のドメイン名を多数登録していること、当該商品等表示の識別力、著名性。